

旧深谷通信所暫定利用野球場要綱

制 定 平成27年 5 月13日 政基第63号 (局長決裁)
最近改正 令和 6 年 3 月15日 政総第530号 (局長決裁)

(目的)

第1条 旧深谷通信所内の国有地の一部を本来の事業が開始されるまでの間、利用者の協力により利用できる公共の野球場（以下「野球場」という。）とするため、その設置、管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる野球場は、旧深谷通信所内の国有地を現状のまま利用して設置するものとする。

(設置者)

第3条 この要綱の対象となる野球場を設置する者（以下「設置チーム」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成27年 3 月31日以前から引き続き当該場所において野球場を管理運営している団体
- (2) 第5条第1項で規定する申請を行う時点において、代表者が、旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会（以下「連絡会」という。）に加入しており、旧深谷通信所内の野球場の利用実績がある団体

(設置の条件)

第4条 野球場の設置は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 旧深谷通信所内の国有地のうち、本市が国と管理委託契約を締結して使用が可能となった土地であること。
- (2) 土地は、現状のまま野球場として利用できる形状であること。
- (3) 野球場の周辺が交通事故又は自然災害等の危険性がなく、安全に利用できること。
- (4) 設置チーム内に、野球場の日常的な管理運営を行う体制ができていること。
- (5) 当該野球場に設置した施設（バックネット、トイレ、小屋等）について、連絡会が定める規則等に従い設置チーム以外の者が使用することについて承諾していること。

(設置承認申請)

第5条 野球場を設置しようとする設置チームは、設置承認申請書（第1号様式）を都市整備局長あてに提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の設置承認申請書には、当該野球場に関する次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 設置チームの規約
- (2) 設置チーム役員名簿
- (3) 野球場案内図

(4) 設置計画図

- 3 都市整備局長は、前項の規定による申請を承認し、又は承認しない旨を決定した場合は、申請者に対し、設置承認・不承認通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 4 野球場の設置後、安全等を阻害する事態が生じた場合は、都市整備局長は設置チームと協議のうえ、必要な措置を講じることができる。
- 5 設置チームがこの要綱の規定に違反したとき、又は設置に必要な書類に虚偽の申請等があった場合、都市整備局長は、通知（第3号様式）により野球場の設置承認を取り消すことができる。

(管理運営)

第6条 野球場を常に安全かつ衛生的に保つため、設置チームは日常的な管理運営を行うものとする。ただし、横浜市又は連絡会が別に定める場合はこの限りではない。

(管理運営の費用)

第7条 野球場の利用に伴う管理運営に関する費用は、設置チームが負担するものとする。ただし、横浜市又は連絡会が別に定める場合はこの限りではない。

(利用の条件)

第8条 野球場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、利用にあたって連絡会の指示に従うこと。
 - (2) 野球場及び通路以外の場所には、原則、立ち入らないこと。
 - (3) 連絡会が別に定める場合を除き、野球場及び通路を自動車で通行しないこと。
 - (4) 野球場及び通路のみならず旧深谷通信所全域において、火気及び農薬、殺虫剤等を使用しないこと。ただし、連絡会が別に定める場合はこの限りではない。
 - (5) 利用者は、事故等が発生した場合、速やかに都市整備局長に報告すること。
- 2 野球場内における負傷又は物的損害については、利用者が責任を負うものとし、横浜市はその負傷又は物的損害に対し一切の責任を負わないものとする。

(利用の制限)

第9条 野球場の利用は、国等による現地調査及び工事等の妨げにならない範囲で行うものとし、都市整備局長が支障があると判断した場合、設置チームはその利用を直ちに終了させるとともに、妨げとなる物件を撤去しなければならない。

(廃止及び返還)

第10条 都市整備局長は、国又は横浜市の都合により野球場を廃止しようとする場合には、2か月前までに設置チームに通知するものとする。

- 2 設置チームは、自らの都合により、野球場を廃止しようとするときは、2か月前までに都市整備局長に廃止届（第4号様式）を提出しなければならない。

- 3 前2項の規定により、野球場を廃止しようとするときは、設置チームは、当該廃止の日までに、野球場に設置したバックネット、トイレ、小屋等の施設を自らの負担において撤去しなければならない。
- 4 野球場の廃止後に設置チームが前項の撤去義務を怠ったときは、横浜市は、当該設置チームがその所有権を放棄したものとみなして任意にこれを撤去することができる。また、当該放棄を原因として生じた費用を設置チームに対して請求することができる。

(代表者の変更)

第11条 設置チームは、自らの都合により、代表者を変更しようとするときは、都市整備局長に名義変更届（第5号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が定める。

2 この要綱に係る事務は都市整備局基地対策課が行う。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

設置承認申請書

令和 年 月 日

横浜市都市整備局長

設置チーム名 _____

(代表者)

住 所 〒 _____

フリガナ

氏 名 _____

電話番号 _____

野球場を設置したいので次のとおり申請します。

野球場名称	
設置場所	
土地所有者	
土地使用期間	
備考	

なお、申請時、現に野球場内に設置された施設については、設置チームの所有物であり、野球場の廃止時にはこれらを撤去します。なお、当該施設については、添付の設置計画図で明らかにしています。

設置承認・不承認通知書

令和 年 月 日

設置チーム名 _____
(代表者)
氏 名 _____

横浜市都市整備局長

令和 年 月 日に申請のありました野球場の設置については、次のとおり決定しましたので通知します。

野球場名称	
-------	--

☐ 次のとおり承認します。

区域（敷地）	
施設概要	
土地使用期間	
承認条件	

☐ 次の理由により、不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

名義変更届

令和 年 月 日

横浜市都市整備局長

設置チーム名 _____

(新代表者)

住 所 〒 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

野球場名称 _____

令和 年 月 日に設置承認を受けた野球場について、次のとおり届けます。

代表者	新	住 所 〒 フリガナ 氏 名 電話番号 印
	旧	住 所 〒 フリガナ 氏 名 電話番号 印